

台風第7号による災害復旧に係る緊急要望

《提案・要望の内容》

令和5年6月29日からの九州地方を中心とする大雨や、同年7月15日からの東北地方を中心とする大雨など、梅雨末期から現在にかけて、大雨による広範囲の大災害が全国各地で発生している。

本県においても、令和5年8月15日に近畿地方から山陰地方にかけて本州を縦断した台風第7号では特別警報が発令され、県内各地では河川の氾濫、道路の冠水・寸断、土砂の崩落が多数発生した。また、床上床下浸水等、家屋被害に加え、断続的に発令された緊急安全確保や避難指示により住民生活に大きな影響を与えた。

また、県内東中部を中心に発生した水田の法面崩壊や土砂流入、農道の崩落等による農作物や農地施設への影響をはじめ路肩崩壊や護岸崩落、鳥取市では佐治川にかかる2つの橋の流出や県道の寸断等により、孤立集落が発生し、最大で約850世帯1800人が孤立するなど、県内各地で多くの被害が発生した。

このような状況を踏まえ、一日も早い住民生活の安全安心の確保に向け、下記について特段の御配慮をお願いする。

記

- 全国各地で大雨により発生している災害を一連の「連続災害」として評価し、激甚災害に早期に指定するなど、公共土木施設（河川・道路・ダム等）、上下水道施設、農地・農業用施設、林業用施設等の災害復旧等を円滑かつ早急に実施できるよう、十分な財政支援を講じること。
- 早期復旧を図るため、災害査定が早期かつ円滑に実施できるよう、机上査定の対象の拡大など柔軟な運用を図ること。
- 緊急に復旧を要する被災箇所については、査定前に応急仮工事及び応急本工事（全部含む）を施工する場合があるので、必要となる事前打合せに柔軟に対応すること。
- 公共土木施設、上下水道施設、農地・農業用施設、林業用施設等の災害復旧等を円滑に行うため、国において補正予算の編成を含め必要予算を確保するとともに、十分な財政支援を講じること。
- 観光地や農産物の風評被害を防ぐための情報発信等への支援と併せて、旅館等の支援を行うこと。
- 県内の公共土木施設、農地・農業用施設はもとより、農作物等についても多くの被害が発生しており、特別交付税の配分にあたっては被災団体への特別の配慮を行うこと。